

求職活動申立書

前職退職日または入園日	令和 年 月 日
求職活動状況 (複数回答可)	<input type="checkbox"/> ハローワークに通っている。 <input type="checkbox"/> 面接を受けている。 <input type="checkbox"/> その他 [

私の求職活動は、上記のとおり相違ないことを申し立てします。

令和 年 月 日

申立者 住 所 _____

氏 名 _____

(入所児童氏名 _____)

記載上の注意等について

本申立書は、求職活動を行っている保護者が対象になります。

就労決定後は速やかに「就労証明書」及び「施設型給付金・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。書類の提出により、支給認定等の審査を行いますが、事実と異なる申し立てがあった場合には、支給認定等を取り消されることがありますのでご注意ください。

求職活動により保育を利用するときの注意事項について

本申立書の有効期限は、求職活動の事由により支給認定が効力を生じた日から起算して90日間です。

期間内に就労できなかった場合、再度求職活動により保育の利用を希望するときは、新たに保育の利用の手続きが必要となりますので、「施設型給付金・地域型保育給付費等教育・保育給付認定変更申請書」と「求職活動申立書」を提出してください。

なお、求職活動により再度保育の利用を申請する際は、新たに利用調整を行いますので、他に保育の必要性が高い方がいる場合は、同じ施設を継続して利用できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

(大郷町・保育施設等入所申込用)